

教育委員会議事録

平成30年2月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(平成30年2月定例会)

- 1 日 付 平成30年2月9日(金)
- 2 場 所 海老名市役所703会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 海野 恵子
教育委員 松樹 俊弘 教育委員 平井 照江
教育委員 酒井 道子
- 4 出席職員 教育部長 岡田 尚子 教育部次長 金指 太一郎
参事兼教育支援 小宮 洋子 教育総務課長 吉川 浩
課長兼指導主事
就学支援課長兼 奥泉 憲 学び支援課長 小林 誠
指導主事
教育総務課主幹 仲戸川 元和
- 5 書 記 教育総務課総務 阿部 優文 教育総務課主査 志村 政憲
係長
- 6 開会時刻 午後3時30分
- 7 付議事件
日程第1 報告第1号 東柏ヶ谷小学校給食調理業務等委託について
日程第2 議案第4号 組体操の実施に係る指針の運用について
日程第3 議案第5号 海老名市学校運営協議会規則の一部改正について
日程第4 議案第6号 海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する
規則及び規則施行規程の一部改正について
- 8 閉会時刻 午後5時03分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会2月定例会を開会いたします。

今回の署名委員は、海野委員、酒井委員、それぞれよろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、**教育長報告**に入ります。1枚めくっていただいて、梅の絵が入っているものでございます。

前回は1月19日（金）、教育委員会1月定例会が行われました。その日は用務員会議と初任者授業参観（杉久保小学校）をしました。皆さんにも校長教頭合同懇話詞交歓会に参加していただきました。

20日（土）は、災害対策本部オペレーションセンター訓練ということで、市役所の前にテントを張って、オペレーションセンターの訓練をしました。あとは駅滞留者で、駅で地震、災害が起こったということで、海老名駅でも同時に行われました。

21日（日）は、交通指導員指導始式ということで、毎年駅伝の前に交通指導員の指導始め式があります。それから、市駅伝大会があって、えびなっ子駅伝もあったところでございます。年々子どもたちの参加がすごく多くなっているところでございます。子どもたちは陸上競技場を1人1周ずつ回って、6人か何かのチームをつくって、1周回ってタイムを競うというものでございます。

次に、22日（月）は、よりよい授業づくり学校訪問（柏ヶ谷小学校）に行きました。雪に関する情報連絡会がありまして、あとは神奈川新聞対応（部活動）として、文部科学省で指針が出たのだけれども、海老名市はどうするのですかということで対応がありました。海老名市はもう既にこのとき、19日に方針を定めていただきましたので、私どもは市の方針で進めたいと思いますとお答えしました。通学路除雪対応ということで、この日の夜8時に401会議室に集合して、教育委員会の人たちが市長部局の方に手伝っていただいて、向こうからいくと、かしわ台に上る坂と、上星小学校の坂と、有馬小学校に降りるかいな坂と、大谷小学校の大谷峰に上がる坂の4カ所を除雪しました。大体12時半ぐらいに終了しました。私がぐるっと車で回っていたら、何と上星小学校の先の坂を松樹委員が一生懸命除雪しておりました。ご苦労さまでございます。

○松樹委員 当然です。当然でございます。

○伊藤教育長 23日（火）は、そのことで小中学校登校時間午前9時30分と1時間遅れたところでございます。

24日（水）は、最高経営会議がありました。中央図書館平本館長補佐面談がありました。中身は江戸独楽。中央図書館で江戸独楽を展示したらしいのですね。海老名の広井さん、その先が東京の博物館にあるらしいのですよ。海老名の方のものなのだけれども、全て東京の博物館にあるので、中央図書館で展示するのに東京に借りに行ったらしいのですよ。それっていかなものですかねということで、これは我々だけで決めることではないですけれども、市とも相談して、海老名市にそれだけのものであるならば、からくり独楽みたいなものもあって、江戸独楽の。そういうのがあってもよいのかなんていうことで、そういうお話をしに来られました。地球のステージ桑山さんとの面談がありました。さつき会市政懇談会がありました。

25日（木）に、初任者授業参観（海老名中学校）、初任者授業参観（杉久保小学校）で2つの授業を見ました。合格豆腐寄贈セレモニー（海西中学校）があって、中学校3年生全員に合格祈願の豆腐が配られました。臨時英語教育推進協議会がありました。

26日（金）は、自治会連絡協議会全体会があって、そこでコミュニティ・スクールのパンフレットの説明をして、お声がけがあったときはご協力くださいということを私から話しました。市長定例記者会見がありました。海老名小学校児童面談は、皆さんにも来ていただいて、総合教育会議の子どもたちのものがございます。社会教育委員会議がありました、今回はコミュニティ・スクールのことをやりました。部活動検討委員会、皆さんで承認されましたということで、その最終報告をして、終わったところでございます。

裏面に参ります。28日（日）に、新東名高速道路開通式典がありました。私は少し新春はやし叩き初め大会で遅れましたけれども、皆さんにもご参加いただいて、酒井委員にも後で来ていただいたそうで、ありがとうございます。

29日（月）の1月臨時市議会は、今泉小学校東側の三角地を消防署西分署のために購入する予算についての市議会でございまして、承認を得られました。いじめ問題対策連絡協議会がありました。

30日（火）は、えびなっ子しあわせプラン推進委員会がありました。狭山市教育委員会図書館視察対応をしました。狭山市も図書館が今直営なのですけれども、それを指定管理に変えていきたいということで話がありました。海老名青年会議所新年式典がございました。

31日（水）は、朝のあいさつ運動（今泉小学校）に行きました。朝行って、やはりまた三角地帯のところですが、あそこに子どもたちがたまるそばで、大きいクレーンが

3台ある姿を見て、ここの部分はどう使うにしても、公的な土地にすることが環境としてはよいことなのかなと感じたところでございます。その後、雪に関する情報連絡会、今回の雪は大したことがなかったなので、よかったところでございます。大入物産寄附対応として、海老名市に入っている業者の方が教育に使ってほしいということで100万円の寄附をいただいたところでございます。

2月1日（木）、朝会訪問（今泉中学校）に行きました。今泉中学校は英語朝会ではなくて、普通の朝会にしました。1年の最後の朝会だということで、校長先生がきちんとお話を最後、全員にしたいということなので、私が英語朝会をやると結構盛り上がり、大騒ぎになってしまいますので、雰囲気をつくるためにそれはやめました。県央管内教育長会議がございました。

2日（金）は、通学路巡視対応ということで、朝、ちょうど子どもたちが通るぐらいのときに雪が結構降ったのですよね。積もったりはしなかったですけども。うちのほうの職員が行って、薄かったのですけども、少し雪かきをしたということで報告を受けているところでございます。続いて、海老名警察署管内学校・警察連絡協議会がございました。

3日（土）は、皆さんにも来ていただいて、第4回総合教育会議を市役所で行ったところでございます。

5日（月）は、よりよい授業づくり学校訪問（東柏ヶ谷小学校）に行きました。初任者授業参観（柏ヶ谷中学校）に行きました。MOA美術館作品展打合せということで、どうも海老名市以外の近隣の厚木市、座間市、綾瀬市、ほとんど全ての市がこの美術館の作品展に出品をしているということで、海老名市もそれに参加してみることでいかがでしょうかという話があって、今その方向性を検討しているところでございます。教育課題研究会で皆さんに来ていただきました。

保護者負担経費検討委員会がありました。本日も車の中で東京都の小学校でのアルマーニの制服のお話がありましたけれども、両方入れると8万円から9万円するというところで、酒井委員が言うには、確かに小学生だったら、小学校1年生で買っても、絶対小学校6年生まで着れないよね。逆に何回か買うとなったら、そのたびに数万円かかるとなると、これはいかがなものかな。ただし、よくよく考えたら、海老名市の中学生だってそれぐらいかかっているのですよ。今回から保護者負担経費検討委員会では、制服と運動着等の対応について今度検討を始めるところでございます。これはやはり長いことかかります

ので、来年の9月ぐらいをめどにまた、方向性を出していきたいなと思っています。私の考えとしては、どこの学校でも同じく、5万円以下に抑えられるぐらいだったらまだよいかなと思っていて、今8万円の学校もあれば、6万円の学校もあって、学校ごとにより差があるのですよ。それがどこの学校に行ってもある程度の値段で制服が買えるぐらいにしていきたいなというふうに考えていきたいと思っているところでございます。

6日（火）は、2月校長会がございました。この後、出てきますけれども、保健相談センター施設視察に参りました。新採用予定教職員面接がこの日から始まりました。来年は現在20名の新採用の教員を予定してまして、その20名の方とお会いしました。これについては県の採用ですので、私どもは配置された予定者と面接をするだけで、面接をしたからといって、その人が不合格になることはないということで、そういう意味で面接をさせていただきました。でも、皆さんとお話ししましたけれども、それぞれ思いがあって、教職員としてはふさわしい人たちが海老名に予定者として来ていただいたかなと私は思っているところでございます。

7日（水）は、週部会で、教育支援センター運営協議会がございました。ひびきあう教育研究発表会（杉久保小学校）で算数を皆さんに見ていただいたところでございます。

8日（木）は、2月教頭会議がありました。その日も新採用予定教職員面接がありました。

そして本日、教育委員会2月定例会で、私は朝から学校ICT打合せとか、学校応援団説明会打合せとかがあったところでございます。先ほどのひびきあう教育研究発表会（有馬小学校）で子どもたちの国語の様子を見てきたところでございます。

それでは、主な事業報告についてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○酒井委員 雪に関する情報連絡会で、雪についてなのですが、私は保護者なので、最初に学校からお便りをいただいていたのかな。それで、明朝6時半に連絡をしますというふうに伺っていたら、前日のもう夜のうちに見通しが立ったからか、メールが来たのですね。そうすると、そのメールに、もう明日の午前6時15分にはメールしませんよとか、これがもう最終決定ですよとか、それが書いていなかったもので、現状だとこの見通しですということなのか、もうこのように決定しましたよということなのか、とても判断が難しかったので、もしもそのときでこれが最終だというふうに決めていらっしゃるのだったら、そのように一言、メールなので、書いていただけるとわかりやすかったなと思ったのと、あと、学校の授業の時間というのですか。授業が始まる時間は1時間遅れですよと

いう案内はあったのですけれども、では、学校の門がいつ開くのかというのが少しわかりづらくて、登校班をいつ出発させるかとかを考えないといけなかったのも、あまり早いと門が開いていないと子どもが寒いといけないなどかと言って、それはほかの役員の方も非常に判断に悩んだというふうにあったので、授業のスタートの時間と学校の開門の時間まで送っていただくと、保護者としては安心して子どもを送り出せるし、役員の方も戸惑いが少ないのではないかなと思うことがありましたので、報告というか、お願いをさせていただきます。

○伊藤教育長 メール発信のときはわかるのですけれども、学校ごとに違うので、事前に、例えば今泉小学校だと、こういう場合は1時間おくれで何時からというのは保護者とやりとりしておかないと、うちのほうは13校分とか、19校分発信できないので。今はあの時間なので、教育委員会は一斉送信しているんですね。うちのほうで。普段のときは学校名で、学校ごとに出すときは学校の門の開ける時間とかになるので、それは少し調整してみます。もしあれだったら、そういう場合にはどうするかということを経験から事前に保護者に伝えてあるという方法のほうがよいかと思いますし、そうでないと、学校に連絡して、学校から各学校にメールを送るときに何時ぐらいに教室入れるか、門が開くかもきちんと明記してくださいという方法もありますので、学校とやりとりしながら検討したいと思います。

○海野委員 1月19日の用務員会議なのですけれども、今、用務員の職場での対応の仕方というのは何か問題点とかありますか。問題点というか、それぞれのやりとりがいろいろありますか。

○伊藤教育長 それぞれの用務員なりにやっていたいのですけれども、問題点というか、用務員の職務は職務できちんと決まってはいるのですけれども、それぞれ長い年月がたったりするとか、その人の特性もあったりして、挨拶をきちんとしてくれないなということが外から来たりすることもありますので、それは今も用務員訪問はしておりますけれども、教育総務課で承った情報とか意見は用務員に直接伝えていきます。このような話が来ていますよ、こういうことで話がありましたよと伝えるようにしています。

○海野委員 なるべく用務員に不服がたまらないように学校は対応することが大事ではないかなと思うのですけれども。

○伊藤教育長 教育総務課で話をすると、みんな待っているのですよね。校長先生方が聞いていないことも、うちの教育総務課にはかなり情報が用務員から入ってきています。そ

の中で、全体として、統一して通ることはそのようにしてはいますけれども、ただ、用務員の職務はもう規定されて決まっているのですけれども、その職務はしっかりとやってもらわなくてはいけないなということで指導はしているところでございます。ただ、用務員のお話は結構聞いています。今、年に何回やるんだっけ。

○教育部次長 今は年に2回ですね。

○伊藤教育長 あとは、その都度、ご連絡をいただける用務員もいますので。

○海野委員 よろしくお願ひします。子どもたちにも入ってくることなので、お願ひいたします。

○教育部次長 用務員訪問をやらせていただいているのですけれども、あわせて、これまで用務員会議というのもあるんで、年何回かやっているのですけれども、そこに必ず教育長もご出席いただいているのですね。そこで、用務員と教育長が直接話す機会も教育長のご配慮でいただいていますので、そういう意味でも、教育長と直接話す場、それから今お話しがあった教育総務課の職員が伺って直接話す場ということで、いくつかのチャンネルで教育委員会とは接する時間を今持たせていただいているという状況です。

○海野委員 学校ごとに伺っても随分違うので、よろしくお願ひします。

○平井委員 今回広報で募集がかけられましたよね。今、用務員の雇用体制ってどのようになっていますか。

○教育部次長 今は3つの方法があって、1つが正規職員です。もう1つが再任用職員、正規職員を60歳で定年してから、おおむね5年程度、再任用期間ってあるのですけれども、例えば保育園で調理員をされていた方が再任用の職場として働いている。それから、臨時職員ということで、時給計算で働いていらっしゃる3つの形態でございませう。

○平井委員 少し細かいことを聞くのですけれども、臨時職員の雇用は1年単位だと思うのですが、年齢制限とかというのは打っていますか。

○教育部次長 年齢制限についてはおおむねということで、70歳をめどに設定してございまして、昨年もお一人。70歳をちょうどお迎えになられたということで、後進に道を譲っていただくというようなことで退職していただいたところでございませう。

○伊藤教育長 今年もそうだよな。だから、予定としては70歳になられる方は辞職願ひいたいなということで。

○平井委員 さっき海野委員からも出されたように、学校の職員として仕事をしていただいているので、大変よくというわけではないのですけれども、以前に比べたら学校にも行っ

てくださって個人的に話を聞いてくださっているのです、そういう点もすごくよいかなとは思いますが、やはり一番は臨時職員ですよね。臨時職員の立ち位置というか、いろいろな情報が聞こえてくると、なかなか難しさもあるように聞こえます。私が知っている範囲内ではお話をさせてもらっていますけれども、そういうところを大事に、学校の一職員として仕事をしていただけるような形を今後もとっていただけたらよいかなと思います。

○教育部次長 わかりました。

○松樹委員 せっかくの機会ですので、雪の関係で通学路の除雪、本当にありがとうございました。多分初めてなのだと思います、通学路の除雪を夜にやっていただいたのは。後ほど市長にお話ししたのですが、上星小学校に通う少し足の悪いつえをついた子がいらっしやるのですが、私でなくて、妻が会ったときに、午前9時半ということで、午前8時半ごろにその子のお母さんが見に来られたそうなのですね。そうしますと、いつもならまだ雪が積もっているような状況が全部きれいにかいてあって、ああ、うちの子どもも学校へ行けるわと。雪が降ると、滑って、坂が危ないので、学校を休んでいたそうなのですね。よかった、行けるわということがありまして、うちの妻に誰が雪かきをしてくれたのかという話で、市の職員が夜にみんな出てくれて、雪かきしてくれたのですよなんていう話をしたら、本当に大喜びされていて、ありがたいという話をされておりましたので、ぜひ雪かきをされた方に伝えていただいて。そういう声というのは市の職員にはなかなか伝わってこない部分が多いと思うのですが、本当に感謝されている方々がいらっしやいまして、私たちもご近所で誰がやったのなんていう方もいらっしやったので、市の職員が夜にみんな来てやってくれたんですなんていう話をさせていただいたんです。別に市の職員がやりましたという札を立ててくれと言っているわけではないのですが、ただ、本当に感謝している、住民の方は助かって、本当にありがとうございますと感謝しております。何か伝えるメッセージがあれば伝えていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 では、2点目は、前に課題研究会ということで、金指教育部次長がえびなこどもセンターの考え方で皆さんにご意見を聞いたところでございますけれども、いよいよ今月、本当にあつという間に来るのですよ。それで、改めて私の今の思いを話してみたいなと思いました。それから、皆さんも今度、503会議室みたいな倉庫にはなりませんので、教育委員会室としてもう物を置くなということで。もちろん壁にかけるものとか、飾

りとかはありますけれども、そういうものを用意したということで、楽しみにしてください。今は段ボールとかなんかがたくさんあって、少し心配なのは、本当にこれは全部入るのかなって私は思っているところでございますけれども、引っ越しをしてみます。

3連休なので、明日も誰か引っ越しが入る、日曜日にも課長たちが開けたり閉めたりするのでいなければいけないので、月曜日に第1陣の引っ越し、日曜日に運送屋が運ぶので、入った段ボールの文書をしまうという作業をまずしようかなと思っています。来週の日曜日が最後で、全てのものが運ばれますので、次の日には業務を開始しなくてはいけませんので、パソコンの設定から始めて、とにかく日曜日中に19日からあそこで業務を開始できるように職員の皆さんで進めたいと思っていますところでございます。行ってみたのですけれども、もちろん行って見て、いろいろ問題点はあるのですけれども、ある程度2階の部分はリニューアルされて、会議室も多く、我々の事務室も……。長さはないのですが、奥行きがあるので、それなりの広さはとれるかなと思っていますところでございます。早く引っ越しして、そこで仕事をしたいなと思っていますところでございます。

私のほうは前も言ったかもしれませんが、2つイメージがあって、1つは、子どもの成長が見通せるサービスを提供できる場所ということで、えびなこどもセンターになってほしいなと思っています。長い間、いろいろな相談を受けると、親御さんも、子どもも、先が見通せないのが一番不安でいるので、妊娠のときからそうなんでしょうけれども、海老名市で生まれたら、こういうことで子育てのサービスがずっと続きますよと。小学校だったらこうですよ、また、自分で子どもたちの特性に応じてもこういうことがあったら、その時点で、例えば三、四歳ぐらいで、少いうちの子は何らかの特性が強いのかしらと思ったときに、心配しないで、それでも小学校ではこういうことがある、中学校ではこうなりますよ、就労も含めてこのような先がありますよというものになりたいなと思います。そうやって考えると、保健福祉部と教育部がかなり綿密にやらないと、今の縦割りのままではいけないなと思っています。言葉として私のイメージで簡単なのは、やはり教育部の職員と保健福祉部の職員ではなくて、あそこに勤めている人はえびなこどもセンターの職員だというふうな気持ちでなってもらわないと、その辺の意識改革が絶対必要かなと思っています。だから、うちの教育部の人間も、幼稚園、保育園の手続をどうやるのか、また、健診はいつ行われて、どんな健診があるかぐらいはお互いに知っていて、逆に保健福祉部の人も小学校に行ったらこのようになっているとか、その辺は全部わかっているようになってほしいなと。すぐにはできないと思います。やはり具体としては、出生か

ら義務教育段階、合わせたサービスが一目でわかるようなリーフレットみたいなものを作成して、海老名市の子育てはこのようになっていきますよと一目でわかるものがなければいけないかな。それをつくること自体が多分あそこに行って、保健福祉部と教育部がすり合わせをする作業、つくる作業の中でお互いを知り合うのかなと今考えてございます。あそこに行ったら、子どものことで何か心配があっても解決がつくんだと思ってもらうのが一番よいかなと思っています。

次にもう1つは、やはり子どもの成長に関わる人たち、大人たち、子どもたちが集う場所ということで、あそこはもう本当に子育てのこととか、子どもの成長ということで何かあったら、常にそこに集まって来られるし、多くの人が集まって来られる場所にしたいなと思っています。そういう意味だと、えびなこどもセンターというよりも、わかば会館と教育支援センターも含めたエリアとして考えて、あそこのエリアとしてエリアマップみたいなものができていて、こどもセンターなのだけでも、こういう場合はここに相談したらとか、要するにあそこの部分、全部のエリアが3つで1つのこどもセンターになるようなイメージになるととてもよいかなと考えているところでございます。例えば教育支援センターの職員とわかば会館の職員、教育委員会の職員でアイデアを出して、何かうまくやれないかな。とにかく来てくれた人はもうウエルカムで温かく迎えて、ようこそいらっしゃいましたぐらいな気持ちで迎えてくれるとありがたいと思っています。

あとは、ここにあるようにこどもセンターの玄関に案内役を配置できたらなと私は実は思っていて、うまくいくかどうかは少しわからないのですけれども、来た人がすぐにどこかとわかっていて、そのためには職員がすぐに、3つのエリアも含めて、来た人にこちらにどうぞ、こうですよ、本日はどのような相談で来られましたかというやりとりができるようなことになってくるとよいかなと思っています。実際あそこのセンターの2階の視察に先週行ったときも、ぱっと人が来ていたのですけれども、その人がどうしたらよいかなと。あの玄関は少しくるっと回って、ストレートに行かないからわからないのですよ。こちら側は奥行きがあって、急にこちら側は未病センターみたいに血圧をはかる場所があって、その奥に入るのですよ。そうしたら、教育部次長がどうしましたかとすぐに行って、そのことならこちらですよと連れて行ってくれたので、あの玄関はわかりやすいようで、わかりにくいので。ましてや教育委員会が2階にあるなんてすぐにわからないので、本日は給食のことでと言ったら、ああ、こちらの2階になりますと。この階段を上っていったら正面になりますとか、何かそういうのができるとすごくよいのかなと思っています

でございます。

あとは、少しありましたけれども、学校教育ということでは、教職員もいつも書類提出とか事務的なことで来るのではなくて、先生たちが授業のこととか、子どもの進路のことと常に気軽に相談できるような場所になってほしいなと私は思っています。そういう意味では、今考えているのは、師塾をあそこで夜に開いて、常に若い先生たちもそこに来て、教育のことをお互いに語ったりできるような場所になればなと思っています。だから、みんなが集まれるエリア、子育てに関わる人はみんな集まれるエリアになって、えびなこどもセンターになればよいかと思っていますところでございます。

ただ、看板が出ていないのですよ。だから、えびなこどもセンターという言葉自体がまだ通称だけ。

○教育部長 通称です。

○伊藤教育長 僕はネオンサインをつけて、えびなこどもセンターにピカピカ、電車から見えるぐらいのものをつくってほしいと思っていますのですけれども、そういうのがあります。

あと、駐車場がいつもたくさんなのですよ、行くたびに。あれは不思議なのですけれども、あの原因を調べてほしいなと思って。あそこにはそんなに人がいないのに、とにかく車がたくさんなのですよ。あれも少し……。それから照明が暗い。それは言うてはいけないですけれども、入ると暗いのですよ。リニューアルしたから、2階の事務室はLEDですごい明るいのですよ。だけれども、あそこに入ったときの玄関のところはすごく暗く感じるのですよ。そういうのがいろいろあるのですけれども、教育部は2月19日にやるのですけれども、保健福祉部はその後に順次で、新年度になりますので、その間にさまざまなことが出てくるし、やっていきたいと思っています。

私としては3年間と言うと何か変ですけれども、さまざまな課題や問題を乗り越えて、本当に子どもたちにとっても、大人たちにとっても、こどもセンターが効果的なものにしていきたいなと思っています。皆さんも今度はそこに通うことになりますので、何か気がついたら、どんどんおっしゃっていただければなと思いますので、よろしく願います。

私からは以上です。

○松樹委員 今、教育長がおっしゃったように、本当にいろいろな人がサービス機関だと思っていますので、来た方が子どものことに関してはここへ行けばいいんだという安心感と、

庁舎の中のご案内とかアイデアなどだと思うのです。相談に来る方は、何とか部とか、何とか係とか言われても、ここに相談してよいのかなと思ってしまうので、例えばキーワードを出してあげるとか、給食と書いてあげるとか、やはり縦割りというか、部署部署でやっているのですが、保護者にとっては子育てという1個の長い連続した中なのだと思うのです。例えば幼児、児童、生徒なんて関係なく、子育てしていると思いますので、来られた方が安心していつでも、何かあったらあそこへ行けば大丈夫だというような機関にしていいただければと思います。

最初のところで教育長がおっしゃったように、本当に入りやすいというのが私は一番手だと思うのです。ネオン看板とは言わないですが、看板を立てたり、キャラクターが少しついていたりとか。

○伊藤教育長 何でそういうのがないのかな。

○松樹委員 何か公的な施設はなかなかお堅いとか、入りにくいかというイメージがありますけれども、本当にウエルカムで来てくださいというようなちょっとしたことでもいいんですというような中で、ご相談ができるような機関であつたらなと思いますので、そんなことを少しずつカスタマイズしながら、いきなりは無理だと思いますので、少しずつ変えていくような形をとっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○伊藤教育長 確かに酒井委員は電車から見えるものね、あそこはね。

○酒井委員 見えます。

少し前に親に閉じ込められて亡くなられたという痛ましい事件があつたりしたので、やはり小さい頃から生育歴というのを把握して、問題があるようなご家庭とか、そういうものを学校、子どものときから小学校、中学校となっていくにつれてその情報がきちんとつながって、そういう痛ましい事件が決して海老名市で起こらないように、それぞれの2つがくっつくということなので、保健福祉部と教育部の連携が早くうまくいくようによろしく願いいたします。

○伊藤教育長 これまでも連携していなかったことはないので、きちんとやっていたのですけれども、もっとより、本当に一緒に考えられるというのは大きいと思います。

○平井委員 リーフレットをつくってくださることはとてもよいことだと思うのですね。その中に3館をということがうたわれていますので、そこはすごく大きいかな。私もリーフレットの中にわかば会館と教育支援センターのそれぞれの役割というものをぜひ入れていただいて、本当に海老名市の出生から義務教育を終わるまでの子どもたちがこのように

過ごしていくことができるのですよ、学べるのですよという部分をぜひその中にも入れていただけたらよいかと思います。

○伊藤教育長 えびなこどもセンターはよくよくこうやって見ると、ああ、3館が海老名全部を含めて、子どもたちにとってのセンターなのだなって。あの建物は建物ではなくて、こちらにあるものも一緒だなと思って。あのエリアマップができて、一緒に考えられるとよいなと思いましたので。

それではよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

○伊藤教育長 初めに、日程第1、報告第1号、東柏ヶ谷小学校給食調理業務等委託についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料1ページでございます。報告第1号、東柏ヶ谷小学校調理業務等委託についてでございます。

本報告は、東柏ヶ谷小学校給食調理業務等委託につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条の規定により報告するものでございます。

報告理由といたしましては、委託化による入札後の委託業者が決定したためということでございます。

資料2ページをお開きください。この資料に基づきましてご報告を申し上げます。東柏ヶ谷小学校給食調理業務等委託につきましては、8月の本定例会におきましてご了承をいただいたところでございます。このたび業者選定を行いまして決定したため、ご報告を申し上げます。

まず、委託の目的ですが、1番です。民間企業の専門的な知識、技術及び柔軟性を取り入れて、食育の推進を基本とする学校給食の目的・目標を維持しつつ、経費の削減を図ることにより、将来にわたって、安定的に学校給食を提供するための調理体制を確立するためでございます。

委託の期間は、平成30年2月6日から平成32年7月31日までとなっております。

選定業者は株式会社東洋食品です。東京都台東区東上野一丁目14番4号、代表取締役、荻久保英男でございます。契約金額は4,409万円でございます。入札参加業者は8社ござ

いました。

委託業務の内容でございますが、こちらに列記してあるとおりでございますけれども、食材検収、調理（食物アレルギー対応食の調理も含む）、配膳。3つ目として、調理室、調理器具等の清掃、洗濯、4つ目として食器類等の洗浄、5つ目が学校行事等への関わり、6つ目として災害時の炊き出しでございます。

なお、献立作成ですとか施設の維持管理（保守、修繕等）につきましては、引き続き就学支援課にて進めてまいります。

今後のスケジュール、5番でございますけれども、今月の中旬に東柏ヶ谷小学校保護者の皆様へお知らせを配付いたしまして、3月には選定した業者による業務引き継ぎを行います。そして、4月から調理業の委託が開始されるということになります。給食の開始前に教職員を対象とした調理実践を実施する予定となっております。

報告は以上でございます。

○伊藤教育長 ただいま報告がありましたけれども、ご質問、ご意見はございませんか。

○海野委員 今回8社の入札があったということで、その中でまた、東洋食品が決まったということなのですけれども、今まで食の創造館の指定管理をしていただく中で問題点とか、実際あったこととか、その内容について少しお聞かせください。

○教育部長 まず、市で作成しました異物混入対応マニュアルに沿って実施、運用をしております。その中で食中毒等の事故は1回も起こっていないということでございます。なお、その維持管理ですとか運用に関しては、機器の不具合ですとか、さまざまな課題がそれなりに発生しております。そういう管理運営にあたっては定期的な、具体的に言いますと月1回ですけれども、モニタリングと言いまして、市側と指定管理者側が1つのテーブルに着きまして報告をもらいながら、こちらがいろいろな指摘をしながら日々改善を図っております。課題の抽出と改善ということを継続的に実施しているという状況でございます。

○海野委員 やはり従業員の方が笑顔をもって仕事にあたっていただけることが何よりなので、子どもたちに影響すると思いますので、そのところは、市としては十分管理していただければと思います。

○松樹委員 東柏ヶ谷小学校は唯一の自校式でございますので、今までの調理員が本当に子どもたちとやりとりが、ああ、今日は何とかさんがつくってくれているなんて、ガラスのところから手を振りながらなんていう光景を私は何度も見ておりまして、東洋食品の従

業員が入られた中でも、やはり子どもたちとのそういうやりとりで、子どもたちも食べているもの、つくっている人が知っている人だと安心して食べられるという部分もあると思いますので、そういう部分を少しお願いしたいなと思っております。また、災害時の炊き出しという部分なのですが、例えば避難所開設訓練だとか、そういうときには参加してという規定はあるのでしょうか。炊き出し訓練というか、訓練規定みたいなやつは何かあるのか、お聞きしたいのですが。

○就学支援課長 調理員は今そういったことで調整中です。どういった形で関わっていただけるかというのを……。いろいろなノウハウを持っていますから、こちらのほうで3月までに調整をして、調理員個人でできるところでは新しい要望もあると思うのですが、協力いただくということで調整していただいております。

○教育部次長 先ほど話に出ました今回の東洋食品につきましては、食の創造館の指定管理の受託業者でもあります。その中の提案に、東日本大震災の際にこの東洋食品は給食の支援ということでサポートをした実績を持っています。ですので、この中にもそういう業務が書いてございますけれども、実践での十分な経験を持っておられますので、具体的な動きとしてもご対応いただけるだろうと考えています。

○松樹委員 まさに災害時になったときもそうですけれども、日ごろの訓練のときから、例えば地域住民の方が避難所開設訓練だとかのときに、自校式だからこそ、こうやって動いてくれるんだ、こういうものが提供されるんだと。物をつくるのか、つくらないのかは別問題としまして、こうなるのだという形のほうが安心だと思いますので、その辺で携わって、一緒にやるようお願いをしたいと思います。

また、今後のスケジュールで4月に、給食の開始前に教職員を対象としたとあるんですが、できれば教職員だけでなく、教育委員とか、ここはコミュニティ・スクールの運営協議会もございまして、ぜひその辺もお声がけいただいて、私たちもお声がけいただければ参加させていただければと思いますので、いろいろな方に食べていただいて、変わるというのはよい面もありますし、不安な、今までと変わってしまうのではないかという部分もあると思いますので、その辺も変わらずという形の中でやっていただきたいなと思っています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○酒井委員 今後のスケジュールのところに保護者へのお知らせ配付とあるのですが、子どもたちにも説明はされていらっしゃるのですか。食べるのはお子さんたちなの

で。

○**就学支援課長** それは考えております。まず、保護者の方に周知をして、子どもには学級担任からきちんとお話をするというので、調理員たちには内緒なのですが、お手紙を学校で今計画しています。

○**伊藤教育長** 児童会で主催して、今までやってくださった調理員用のセレモニーみたいなものを……。今、内緒ということですが、学校の中で子どもたちがやるということなので、子どもたちはそのことを事前に知る……。わからないとできませんので、そういう準備にはなっているということでございます。

○**平井委員** 市でモニタリングの実施等をして、企業の運営については理解ができて、今までの実績から安心感はあると思うのですが、先ほどの説明の中で多少の課題はあるというようなことを申されました。そのあたりのところを今後改善して行って、市としてどのようにモニタリングの中で指導を入れていくか。そこは大きいのかな。課題を抱えているということでは、また新たな歩み出しになりますので、その歩みに向けて、今までの課題をきちんと精査して、新しい形でこの企業に運営をしていただけたらよいのかなと思いますので、そのあたりは所管できちんとまとめて、また企業への提示もしていただきたいなと思います。

○**海野委員** ここからはそれと思うのですが、給食に関して、保護者へのアンケートというのは時々実施されているのでしょうか。

○**就学支援課長** 不定期ですが、しています。

○**海野委員** どういう内容が多いのですか、そのアンケートをとった場合の中身。保護者からの注文というか、満足しているとか、その内容を……。彩りが悪いとか、そこまで言っただけではないかな。

○**就学支援課長** 内容までは少し……。実際のアンケートでありますけれども、どういった食材を好まれているとか、こちらとしてはなるべく発育段階に合ったものということできちんと組み立てているのですが、それがきちんと子ども、学校で受け入れられているかどうかという視点でのアンケートが多いと思います。ただ、保護者の意向、どのようにしたいというのを聞くというのはなかなか、そんなには自由記述をとっているわけではないですが、今の食材等々についてどうかという形ではとっています。

○**伊藤教育長** 学校は参加の指標はあるけれども、試食会は多分毎年どこでも保護者対応、対象の試食会をやっていますので、その場でご意見をいただくというのはあるでしょ

うけれども、アンケートという形では……。あと、食材がどれだけ人気があるかどうかというのは、それはいつも献立の好きなもの、嫌いなものとか、こういうのがあるので…。

○海野委員 それは仕方ないですね。

○伊藤教育長 あとは残量調査が……。あれは年に1回とか2回ではなくて、結構あるのですね。どの献立のときにどれだけ残っているかというのは十分わかりますので、そういう意味で嗜好とかなんかは把握できているかなと思います。今は手元に資料はないけれども、これまでの保護者対応でアンケートの内容がわかるものがあったら、後でよいですから。

○就学支援課長 わかりました。

○教育部長 今、教育長もお話ししたとおり、きちんとお示しできるものはあると思いますので、そちらをさせていただくと、学校給食の試食会というのを、これは東柏ケ谷小学校ではありませんけれども、食の創造館でもやっていますので、そういったPRをもう少し積極的にしながら、そういう方々のご意見についても、こんなご感想をいただいていますとか、そういうことを蓄積できた段階でお示しできるように準備したいと思います。

○伊藤教育長 それでは、報告案件ということでございますので、東柏ケ谷小学校給食調理業務等委託の業者が決定したということでございます。報告第1号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第1号を承認いたします。

○伊藤教育長 続きまして、日程第2、議案第4号、組体操の実施に係る指針の運用についての審議を行います。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料3ページでございます。議案第4号、組体操の実施に係る指針の運用についてでございます。

本議案につきましては、別紙のとおり、組体操の実施に係る指針の運用についてご審議いただきたいため、議決を求めるものでございます。

資料4ページをお開きいただきたいと存じます。組体操の実施に係る指針の運用につい

て（案）を示させていただいておるところでございます。その裏面に5ページとして、現行の組体操の実施に係る指針。こちらは平成28年3月23日に海老名市教育委員会として発出をしたものでございますが、この前文で「海老名市立小中学校において、組体操を実施する場合は、児童生徒の安全を最優先とし、次の8項目を遵守して行うこととする」としております。このうちの5番でございます。「組体操の実施にあたっては、安全確保と的確な指導のために、担当する教職員の他に、2名以上の教職員を配置すること。また、必要に応じて、外部指導者や保護者等の支援を受けるようにすること」と規定しております。この8項目の指針を運用する中で、こちらの5番につきましては、ケースによっては十分に安全が確保できるということもあることから、校長会等現場サイドから一定の運用に関する解釈と言いましょか、一定の整理が必要ではないかという意見を受けて、こちらの運用について（案）を作成したものでございます。

では、4ページにお戻りいただきまして、案について読み上げをさせていただきます。

組体操の実施に係る指針の運用について（案）

平成30年3月 日

海老名市教育委員会

海老名市立小中学校における組体操の実施に係る指針の運用について
以下のとおりとする。

- 表現運動として1人技を中心とした組体操を行い、総合的に判断して演技の内容が十分に安全であると判断できる場合においては、担当する教職員の他に2名以上の教職員を配置しなくてもよいこととする。
- 表現運動として組体操を行う場合、2人以上が組む技については演技の内容を鑑み、担当する教職員の他に2名以上の教職員を配置しなければならない。

この2項目を運用について（案）ということで作成いたしました。このようにさせていただきたいということでご審議を賜りたいものでございます。よろしくお願いたします。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見ありましたらお願いたします。

○酒井委員 すみません。1つ目の「表現運動として1人技を中心とした組体操を行い、

総合的に判断して」の主語がわからないので、どなたが判断するようになりますか。校長ですか、担当の教諭になりますか。

○教育支援課長 学校長の判断という形になります。

○酒井委員 では、校長が事前に判断をして、2名以上の教職員を配置しなくてもよいというふうに認めて、そのように実施するということによろしいですか。

○教育支援課長 これまでも組体操そのものの当日の技も計画書をつくって市教委に提出を求めているところですが、1回1回の練習の計画を立てて学校長もこれまでも事前に確認をしております。ということで、事前の確認という形になります。

○酒井委員 わかりました。

○伊藤教育長 これをやったわけではないけれども、皆さんが見に行っても、表現のことは多くなりましたよね、子どもたちは。それはそれでよいと思うのです。従前の組体操を続けている学校もあります。それはもう本当に十分に子どもたちとも話し合っ、保護者にも説明して、どんな形にしろ、運動会という1つの学習の集大成みたいな中で、子どもたちが達成感とか成就感を味わえて、みんなでやったという気持ちになればよいわけで、それが組体操に限るわけではないので。でも、最近は、組体操の事故以来、そういう社会的なものがあつたので、学校もだいたい表現でやるのとか、あとはダンスとか、技も1人技でバランスをとったりする姿を見せるとか、そういうのが増えてきたので、学校の先生方は、表現で子どもたちが裸足でこうやっているとか、何かやっていることについては、これも2人つけなければいけないのですかとか、校長先生方はとても困って、学校によっては実を言うと、小学校では級外が1人か2人しかいなくて、先生たちの数が本当にいないのですよ。誰かが出張に行ったら、級外の先生方もそのクラスにつかなければいけないので、その時間に練習するのに2人つけるということは結構厳しくて、保護者をお願いしてくださいとか、いろいろ工夫はしてくださいとは言っているんですけども、少しその辺、運用の形を出してくれると学校としてもありがたいのだという意見があつたということでございます。

○松樹委員 確認なのですけれども、4ページの案で「平成30年3月 日」と抜けているのですが、いつから運用開始——本日の話なのですか。

○教育支援課長 来年度からと考えております。

○松樹委員 では、これは4月1日からという形で大丈夫ですか。

○教育支援課長 はい。

○伊藤教育長 でも、3月に計画書は出さないのでしたっけ。もう本日定例教育委員会で決定されれば……。

○松樹委員 本日で決定だったら、本日……。

○教育支援課長 はい。実際には来年度に入ったところで計画書の提出を求めるのですが、学校では今の時点から来年の春の運動会をどうするかの話し合いに入るので、ここでご協議いただいたものをお伝えしたいと思います。

○教育部長 ご決定いただいた後、本日付でよいのかな。この日にちは。

○教育支援課長 はい。日にちとしては本日で。

○松樹委員 本日決定すれば、本日から運用という形なのですね。

○伊藤教育長 そうです。

○松樹委員 わかりました。先ほど教育長おっしゃったように、行っても表現だとか、例えば前はピラミッドをやれば、みんなピラミッドをやったけれども、1つはピラミッドをやって、こちらが逆立ちとしてとか、何か全体を見てできたりとかというので、子どもたちの様子だとか、学年によってこれができるできないということで、私は先生たちは本当にきめ細やかに見て、プログラムを組んでいるのではないかなと思いますので、この辺は本当に指針に従っていただきながら、子どもたちによりよい……。ここ何年かだと思のですが、組体操が終わった後、泣いている子どもが多いのですね。自分たちが完成させてというのが……。それが大技とかではなくて、本当にみんなで練習してやってきてという中で、全員でやったというような感動的な姿、見ているほうも感動をいただくようなご指導を続けていただきたいなと思います。

○海野委員 組体操というのは子どもたちの達成感が卒業式まで続くという感じで取り組まれていることだと思います。この文章をこのようにつけ足すということで、先生方の苦労がさらに伝わりますね。このようにしなければ先生たちは指導できないのかなと思うと、本当に先生たちに申しわけないというか、せっかく指導していただく上で、このような表現をここに追加するというので、すごく感動したというのではないけれども、ご苦労が伝わりました。

○伊藤教育長 要するにどこの学年の種目もそうなのだけれども、大きな学校でも職員全体でそれを支える。要するに学校全体で、平井委員、そうですね。何かご意見はありますか。

○平井委員 今も話が出ていましたけれども、やはり本当に6年間の集大成なので、子ど

もも感激しますし、指導してきた担任も本当にもう胸を打ちますね、この日は。やはりこれをぜひ続けていってほしいなと思いは私の中にあります。先生たちが指導していく中で、やはりこういう状況が欲しいというものが出てきたと思いますので、これはとても必要かなと思います。先ほどからも出ているように学校は決して人が多いわけではないので、そういう中で先生たちが安全にという形であるならば、1人技を中心としてという形になるでしょうし、2人組む技も入れ込んでいくでしょうし、人的配置が学校の中でうまくできるようになってくるので、こういうものが1つあるだけでも、学校としての人的な運用というのですか。そういう部分では大きいかな。具体的に言ったというのは本当に大きいかなと私はすごく思いますので、ぜひまた、これをもとに学校でよい演技を指導してほしいなという思いが強くなります。

○伊藤教育長 ほかにはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 指針は指針、これが基本ですので、これは運用ということでございますので、議案第4号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって日程第2、議案第4号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 続きまして、日程第3、議案第5号、海老名市学校運営協議会規則の一部改正についての審議を行います。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料6ページでございます。議案第5号、海老名市学校運営協議会規則の一部改正についてでございます。

本議案につきましては、別紙のとおり、この規則の一部改正について審議をいただきたいということから議決を求めるものでございます。

まず、次のページの7ページでございます。改正の理由につきましては、海老名市学校運営協議会規則というのは平成28年6月1日に制定しております。その後、平成29年4月1日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がございました。これを踏まえまして、海老名市として平成30年4月1日から学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・ス

ルールを本格導入するためにきちんと規則について改正して、整えておきたいというものでございます。改正案文につきましてはこれからご説明いたしますが、施行日については来年度当初から、平成30年4月1日としたいものでございます。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の学校運営協議会に関する部分の改正内容でございますが、資料の8ページに基づいてご説明をさせていただきます。法律の第47条の6でございます。改正事項としては大きく6点ございまして、まず1つ目は、学校運営協議会の設置を努力義務化したものでございます。さらなる促進ということで努力義務化されたのですけれども、こちらにつきましては海老名市としても平成28年に制定しておりますので、直接は関係ないという部分です。

②です。学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加。必要な委員を追加。でございます。こちらについては改正内容をご参照いただきたいと思います。学校運営協議会において、学校運営への必要な支援に関する協議も行うよう、役割を見直すこと。2つ目の黒点です。協議の結果に関する情報を地域住民等に提供するよう努めること。3つ目として、学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加えることとするというものでございます。

大きな3つ目として、委員の任命に関する校長の意見申出を規定ということで、改正内容の部分ですが、委員の任命にあたっては、校長が意見申し出を行えることとするということでございます。こちらは少し吹き出しがついてはいますが、校長先生がリーダーシップを発揮できる仕組みということです。

④は任用に関する意見の柔軟化。どのような事項について教職員の任用に関する意見の対象とするかについては、教育委員会規則で定めることとするというものでございます。

そして5つ目、複数校で1つの協議会を設置することを可能に。2以上の学校について1の協議会を置くことができると。これは小中一貫教育をにらんだ改正でございます。

6つ目、協議会の適正な運営を確保するためということで、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障を来すときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講じることとする。これが大きな改正点ということでございます。これを踏まえまして、改正の新旧対照表でご説明を申し上げます。9ページ以降です。A4の横判になります。

大きな改正点ですけれども、まず、第2条の趣旨でございます。ここに「協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援を協議する機関として、教育委員会及び校長の権限及

び責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参加並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校を支援するとともに、児童生徒の豊かな学びと健やかな育ちの創造に取り組むものとする」と明示をさせていただいております。

設置等でございますけれども、第3条第1項です。「教育委員会は、前条に規定する趣旨が達成できると認められる海老名市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に、協議会を設置することができる。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を設置することができる」、これがまさにその前ページの⑤に当たるところでございます。

その後は少し飛びまして、次です。第4条に移ります。基本方針の作成等です。「対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとする」と。3つございまして、教育目標及び運営方針、第2号で教育課程の編成に関する基本方針、第3号として前2号に掲げるもののほか学校運営に関し必要な事項となっております。

そして第5条、協議会の役割でございます。「協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする」ということで、こちらも4号立てになっております。第1号、第4条の規定により作成した基本方針に関すること、第2号として学校及び児童生徒に係る地域の課題に関すること、第3号として学校及び児童生徒への支援に関すること、第4号として学校及び児童生徒の教育に関する教育委員会への意見に関することございまして、こちら学校運営への支援ということで、協議会の役割、第3号の部分については8ページの②の1つ目に呼応するようになっております。

第6条です。学校運営に関する意見の申し出でございます。こちらについては、前ページ④の任用に関する意見の柔軟化ということを含む中で意見の申し出について規定をしております。第6条です。「協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる」。第2項です。「前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする」。

そして第7条です。学校運営等に関する評価です。「協議会は、毎年度に1回以上、対象学校の運営状況等について、評価を行うものとする」。

次、第8条です。住民の参画の促進等のための情報提供です。「協議会は、対象学校の

運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする」

「協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を、積極的に提供するように努めるものとする」。第1号として、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校が所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童、生徒、幼児の保護者等の理解を深めること、第2号として、対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。こちらにつきましては、やはり8ページの②の改正内容の2つ目のところですね。協議の結果に関する情報を地域住民等に提供するように努めるという規定となっております。

第9条でございます。第9条の第1項で協議会の委員構成を規定しておりますが、「20人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する」ということで、第6号として、対象学校の運営に資する活動を行う者についても8ページの②の資する者ということで、3つ目の中点です。学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加えることとする。これについて具体的にどんなものが考えられるかということで、右側の吹き出しがあります。考えられる対象者として地域コーディネーターですとか、PTA関係者や経験者、退職教諭、自治会関係者、社会教育施設関係者等でございます。

第9条の第2項です。「教育委員会は、対象学校の校長から申出があつたときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長から意見を聴くものとする」。こちらは8ページの③の部分でございます。

1つ飛びまして、第10条でございます。委員の身分です。第10条「委員は、地方公務員法第3条第3項に定める非常勤特別職の職員とする」ことになっております。

そして第11条、委員の報酬ですが、「委員の報酬及び費用弁償については、海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に規定に基づき、市長と協議の上、別に定める」。こちら、学校運営協議会委員につきましては海老名市特別職報酬等審議会へ諮りまして、報酬額、会議1回当たり2,000円という答申をいただいております。

第12条です。非常勤特別職等は守秘義務が課せられないものになっておりますので、ここで第12条として守秘義務と課すものでございます。「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」「委員は、前項に定めるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない」ということで3号で記しております。

少し飛びまして、同じページの第16条、研修等で「教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研

修等を行うものとする」。

そして第17条です。協議会の適正な運営を確保するために必要な措置として「教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて協議及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする」。こちらが8ページにおける⑥の記載を反映させた規定になっております。

このような規定に改正しまして、平成39年度に本格導入を図りたいものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○伊藤教育長 ただいま説明がありましたけれども、皆さんのほうからいかがでしょうか。

法の改正があって、それに合わせて平成30年度から全国で導入という中で、改めてこの規則を改正するというところでございますけれども、ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

○松樹委員 規則に関しては、文言に関しましてはこれでよいと思います。

これをもとに各学校運営協議会が要綱をつくるということでもよろしいですか。

○伊藤教育長 各学区ではもう既に要綱は実施計画みたいなものを出していただくこととなります。

○松樹委員 例えば月何回会議をやるだとか、そういうものはできているという形ですか。

○伊藤教育長 はい。

○松樹委員 1点質問なのですが、16条に「研修等を行うものとする」と書いてあって、今の段階でどのような研修をどれぐらいというふうに考えられているか、少しお聞きしたいのですが。

○教育支援課長 実際には、この研修についてはこれまでも第10条という形で記載されているのですが、モデル校でやっている2校については実際行っていないような状況がございます。それぞれ試験として行っている分は、それぞれの学校がこちらからご紹介等をして、運営協議会が研修を開いたりとか、あとは県の行っているシンポジウム等の負担でという形でやっていただいているものでございますので、そのような形で今後もやっていただきつつ、また、例えばコーディネーターの研修等についても研究は進めていきたいと考えています。

○松樹委員 日進月歩と言ったら失礼かもしれないのですが、日々いろいろなことが運営

協議会って全国各地で始まりながら、形を変え、物を変え、モデルっていろいろあるかと思うのです。まさに私は海老名バージョンといいますか、海老名バージョンというよりか、その各学校バージョンでつくり上げられればよいのかなと思うのです。でも、共通したこういうものがありますので、やはり私は、研修は年に一遍でもやるべきではないかなと思いますので、20人です、19人だとしても180人、そこまで多くはないと思うのです。いても100人ちょっとの任命にはなろうかと思うのですが、一堂に会するのか、2回に分けるのかとか、いろいろあるかと思うのですが、PTAの指導者研修会みたいに集まっていたら、やはり共通認識を持つというのも大切なことだと思いますので、任期は年です、出られなかったら必ずどちらかは出てくださいますか、もちろん毎年出てくださいますというのが一番かと思いますが、そんなものをやられるのも私は必要なのではないかなと思いますので、その辺もご検討いただければと思います。

○伊藤教育長　ここ数年は学校応援団の研修会でもコミュニティ・スクールのコーディネーターに来てもらって、今年度の研修会もそういう方に来てもらってやっておりますので、それらも考えながら進めてまいりたいと思います。

○酒井委員　学校運営協議会は有志でやるという形になるのですか。やりたいという人が集まってやるという形になるのですか。それとも、例えば自治会の方もこういう役割を担ってもらわないといけませんと言って参加していただくようになるのか、PTAの方も今役員のお仕事で、仕事をしながら、家のことをしながらで、十分PTAの役員でお忙しそうな方に、またこちらの会議のほうも来てくださいますか、研修をやるので来てくださいますというふうになると、楽しんで学校のためにやりたいなと思っていたのが負担になってしまったりとか、そういうことにならないのかなというのが少し心配なのですけれども、どうでしょうか。

○伊藤教育長　これについては、文部科学省は先ほど示したような、こういう方々を集めてということで、地域の代表者等というのはこういうことが考えられますねということで出しております。ですので、それに準じて行うことになると思うのですけれども、私どもが来年度進めるのは今ある学校評議員という方々がいらっしゃいます。そういう方々とか、学校応援団という方が代表者でいますので、そういう方々を、要するに運営協議会委員ということでお願いして、まず、進めていく中で、PTAの方々などの代表も必要になると思うのですけれども、そこで、例えば何々小学校、何々中学校の学校運営協議会の体制について話し合ってもらって、入っていただく。入っていただくと、それを進めら

れた方々については、お忙しいとかはあるのでしょうけれども、そこは制度の中で、例えば同じ人が重複しなくても、PTAの方々でも、では、ほかに保護者の代表として、PTAの会長、副会長、本部の人が常に行くわけではなくて、やれる人がいたら、その方に入ってもらいましょうというのが各学校の運用の中で、結果的に負担にならないような形にはせざるを得ないかな。

ただし、何かこういうことをやることについては、やはり仕事をしていても、何をしても、ほかの活動になるので、1つの負担というか、時間を割くことになると思うのです。ただ、そのことが、その人たちにとってやりがいというか、やってよかったと思えるものとか、それによって自分の仕事以外の生き方の中で得るものがあるとか、そういうウィン・ウインの関係でないと。ただ奉仕だけをして疲れていますではなくて。でも、時間がなくてもやったけれども、そこで新たな人とのつながりができたとか、そこでやったことによって自分の保護者としての生き方にプラスになったとか、そういうのは必要になると思います。

だから、仕事量だけで考えると少し負荷はかかるのだけれども、そのことによって何かのメリットというか、自分にとってよかったということが実感できるようなものになることが必要だとは思っています。

○酒井委員 快く学校のために労力や時間とかを出したいなと思うのは、やはり自分でしたいなと思って集まった人でないと、なかなか難しいところもあると思うので、例えばPTAでとかなんとかでという枠組みだけでなく、個人的にこういう活動をしてみたい人という、最初の枠組みが決まったら、そのメンバーは広く呼びかけてもらって、なるべく、この日だけなら来られるとか、そういったボランティアを受け入れられるような受け皿になっていくとよいなと思います。

○伊藤教育長 ただ、運営協議会委員って限られた人間の数なので、そこの方を公募するのも学校ごとにあるのですけれども、何かの代表者の方とか役割を持った人……。ただし、その活動に対してボランティアで参加する方々は参加していただくことは可能かなと思っていますので、その辺はPTAの方々も毎年毎年本部役員さんを集めるのが大変で、大変なことをやっているのだけれども、1年経ったらやってよかったという人が毎回……。もうすぐ情報交換会で本部の方が集まってきますけれども、大体の方が、忙しい中だけれども、それを請け負ってやってみてよかったという方もいらっしゃるし、また、それによって新たにそういう活動を進めていきたいと思う人もいますので、きっかけはそれぞ

れだと思ふ。でも、おっしゃるように運営協議会の役員で公募ってあまり聞いたことがないのですけれども、学校によってはそういう人が1人ぐらい入ることも1つの可能性はあると思ひます。本当に学校ごとのものでよいかと私は思っているところでございます。

○平井委員 学校としては、やはり学校に出入りをしてくださっている評議員とか、そのあたりを中心にしてつくっていくというのが一番手っ取り早いというか、なかなか人集めというのは難しいので、そこから広がっていくことは、今お話しされたようにすごく必要かなとは思ひます。学校も人を入れ込むというか、幅広くというのはなかなか難しいので、手始めにある程度の人数の中で作り上げていって、それから人を広げていくというところが必要なのではないかなと思ふのです。その中で情報を地域の人に積極的に提供する、このところがやはり大きいかなと私は思ひます。そういう中で今、酒井委員がおっしゃったように、ああ、そうだったら私もできるのではないかなとか、私もそういうところに参画してみたいという気持ちが出てくるので、やはりこれをここだけのものにしないで、ぜひどういう形が……。学校任せになるのでしょうかけれども、そこで話し合われたものを地域の人にぜひ知らせていくという。ここをしなければ、やはり今、言われている学校に支援してくださいとか、応援してくださいと言っても、なかなかその輪が広がっていかないと思ふので、そのあたりは学校としては大きな位置づけとして考えていってほしいなと思ふところですね。

○伊藤教育長 初めのときは、例えば運営協議会の話し合いの結果をホームページに上げるとかなんかあったのですがすけれども、学校って毎月学校だよりを出しているのです、その中で、そういう会議が行われたら、表面だけだった学校だよりの裏面も使って、裏面には第1回学校運営協議会の議事録が載っていますとかなんか。それから、先進事例としては、東柏ヶ谷小学校ではお雛様か何かを、外国籍の子たちが多いので見せたいと言ったら、そこはコミュニティ・スクールだよりというのを出している。それも毎月ではないですがすけれども、そこにそういうものを見せて学校に提出するようになるのです。飾っていただけの方と言ったら結構な数が集まったりしているし、今でもスポーツテストの応援とか運営に積極的に関わっている方を募集しますとかなんかというのをコミュニティ・スクールだよりみたいに、今、平井委員が言ったようにどんどん発信すると、それが広がっていくという手法。だから、そういう意味では大事なことになると思ひます。だから、学校だよりをうまく使うか、コミュニティ・スクールだよりとして皆さんに紙媒体で各家庭または自治会の回覧に回るようなものが必要かなと思ひます。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、日程第3、議案第5号、海老名市学校運営協議会規則の一部改正について採決をいたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第5号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 続きまして、日程第4、議案第6号、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び規則施行規程の一部改正についての審議を行います。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、18ページでございます。議案第6号、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び規則施行規程の一部改正についてでございます。

本議案につきましては、別紙のとおり、学校運営評議員の条項を削除したいため、この改正について議決を求めるものでございます。

19ページをお開きください。改正の理由として1番、学校運営協議会の設置に伴い所要の改正を行うためということでございます。

施行期日は平成30年4月1日としたいものでございます。

それでは、改正の内容について新旧対照表でご説明申し上げます。20ページ以降でございます。ただいま申し上げましたとおり、学校運営協議会の設置に伴いまして、この規則にございます大きいところにつきましては、右側の旧第26条に学校評議員というものがございしますが、これを削除するというところが大きな変更点というか、改正点でございます。そのほかは文言の整理と、同じ21ページの右側です。古いほう、現行の第24条から第24条の3まで、学校用務員、学校調理員、学校安全監視員の規定がございすけれども、小学校及び中学校の管理運営に関する規則については、教職員のみに係る規定として整理したいため、この3つについては削除したいものでございます。

第26条の学校評議員、学校運営協議会をスタートさせることに伴って、学校評議員を削除するという考え方につきましては、文部科学省からも考え方をホームページで出されておりまして、その一部を引用させていただきますと、「学校評議員は、校長の求めに応じ

て学校運営に関する意見を個人として述べるものであるのに対し、学校運営協議会は、学校運営等について関与する一定の権限を有する合議制の機関であるなど、その役割は異なるものです。そのいずれを置くかは学校を設置する教育委員会が地域の実情等に応じて選択することになりますが、例えば学校評議員制度について十分な活用の実績を有する教育委員会においては、今後、学校運営協議会への移行について積極的に検討していただくことが望まれます」。このような見解を示されております。やはり合議制で、コミュニティ・スクールを運営していくという方向で海老名市教育委員会としてご決定を賜りたいということで、この改正案のご提案に至ったものでございます。

続きまして、24ページです。海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則が改正の案文でございます。この規則につきましては、今申し上げました規則の改正に伴って引用条文の変更がございましたので、それに伴う改正となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○伊藤教育長 ただいま説明がありましたけれども、先ほどは学校運営協議会の規則を一部改正しまして、学校運営協議会を設置するという規則がそのように定められましたので、来年から一斉実施ということで、学校評議員という条項を削除するというところでございます。それに伴って文言の整理ということで、そこに学校用務員とか安全監視員などがあるのですけれども、それらが市ではかなり多くの介助員とか、看護介助員とかがあるのですけれども、その方たちが載っていますので、それらは全て……。ここに略となっているところが逆にわかりにくいのですけれども、例えば21ページに「第5条から23条まで略」とあるのですけれども、そこは総括教諭とか、要するに県費負担教職員の職は全部書いてあるのですよ。学校栄養教諭とかそういうのは。その後市の人たちがどんどん入ってくるのです、実を言うと。この略の部分があると、県費負担教職員に係る職だけが残して、市のものは一斉に削除するというふうに統一したということがあるのですね。ですので、今はたまたま学校用務員とか調理員と安全監視員が載っているけれども、それ以外にほかにもたくさんあるものを今まで載せてこなかったもので、それらを全て載せていくと年々変わったりもするので、逆に県費負担教職員に係る職だけを残して、それらを全部削除したということになります。

少しわかるようで、わからないな。事務局が言っていてあれなのでもうけれども。

○教育部長 多少補足なのでもうけれども、この改正の整理に当たっては、他市の状況も調

べてもらってしまして、こういった安全監視員ですとか、調理員ですとか、そういった位置づけにある身分の人たちの規定は、そういうところは対象外にしているところがほとんどでしたので、それとも合わせてそろえさせていただいたという状況もございます。

○伊藤教育長 どうでしょうか。規則の改正ということなので、条文上の整理でよろしいですか。

○伊藤教育長 それでは、議案第6号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第6号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会2月定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございます。